

平成31年2月7日

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構
安全研究・防災支援部門 企画調整室

センター長の決裁権限の範囲とそれを超える決裁の状況について

安全研究・防災支援部門における決裁の状況について、利益相反などの中立性、透明性の確保に不都合な事象が生じていないかの観点で、大きく分けて①受託研究契約の締結、②予算の執行、③研究成果の公開、④人事の4つの分野において確認した。

まず、①の受託研究契約の締結及び③の研究成果の公開については、被規制部門から独立した立場にあるセンター長の決裁の範囲であることから、部門の中立性・透明性を確保するような決裁が保たれていると考えられる。

次に、④の人事の観点からは、

- ・センター内の人事権は、センター長が持つ。
- ・センター長人事等については、理事会議審議マターであり、理事長の決裁を要する。
- ・新入職員採用枠の配分については、理事会議審議マターであり、理事長の決裁を要する。

ことから、部門の中立性・透明性を確保するような決裁が保たれていると考えられる。

最後に、②の予算執行の観点からは、

- ・2億円までの物品取得請求等はセンター長の決裁の範囲内である。
- ・2億円を超えて5億円までの物品取得請求等は部門長の決裁を要する。
- ・5億円を超える物品取得請求等は理事長の決裁を要する。

この決裁権限は機構大で統一的な基準として定められた規程によるもの。

実施状況として、平成30年度における、2億円を超える4件の契約請求は、センターの請求どおり契約されていたことから、部門の中立性・透明性を確保するような決裁が保たれていると考えられる。

以上